

## ⑧ 診療所管理者兼任許可申請

概要説明	医療法第 12 条第 2 項、医療法施行規則第 9 条第 2 項に基づき、管理者が 2 カ所以上の診療所を管理する場合の申請書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理者兼任許可申請書（様式第 8 号）</li> <li>2 管理者の医師免許証の写し（原則原本確認）</li> <li>3 管理者の履歴書</li> </ol> <p>それぞれ 1 部（押印は不要です）</p>
受付期間	<p>事前（兼任の 2 週間前までにご申請ください）</p> <p>※現に管理する診療所が市外にある場合や新たに管理する診療所がへき地にある場合は、兼任の 4 週間前まで</p>
受付窓口	<p>（〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号）</p> <p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係</p> <p>TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376</p>
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに管理する診療所の開設者が申請してください。</li> <li>・ 介護老人保健施設や企業内診療所等において、現に管理する診療所と新たに管理する診療所の診療時間が重複しないこと等、管理上の支障が生じない場合に限り、認められます。</li> <li>・ 現に管理する診療所が市外にある場合や新たに管理する診療所がへき地にある場合、他の自治体との協議が必要となるため許可が下りるまでに時間を要します。</li> </ul>